

こ 支 家 第 4 6 4 号
令 和 5 年 1 2 月 2 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和5年11月29日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、都道府県等が実施するひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業、地域こどもの生活支援強化事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。
 - （1）平成 28 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 31 号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業（大学等受験料支援、模擬試験受験料支援、長期休暇中の学習支援の追加開催（以下「受験料等支援」という）分に限る））並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 - （2）令和 5 年 12 月 13 日こ支家第 310 号「地域こどもの生活支援強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（以下、3（2）、4（2）、6（8）、（9）において「都道府県等」という。）が行う地域こどもの生活支援強化事業並びに都道府県等が適当と認める民間団体（任意団体を含む。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
 - （3）令和 3 年 2 月 1 日子発 0201 第 1 号「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額（事業ごとに算出された額）に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - （1）3 の（1）の事業
 - ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
 - （ア）別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

ア (ア)に準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

ア 都道府県等が行う事業

(ア)別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県等が適当と認める民間団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

ア (ア)に準じて選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(3)事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があつ

- た場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。
- ① (1) から (6) に掲げる条件
- この場合において (1)、(2)、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長（指定都市市長、中核市市長及び特別区区長を含む。以下 (9) ① 及び (10) において同じ。）」と、(4) 中「国庫」とあるのは「都道府県」、「指定都市」、「中核市」又は「市町村」と、(3) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、(4) 中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- ② 帳簿、証拠書類及び財産の保管期間に掲げる条件
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施するひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業（受験料等支援分に限る））並びに市町村が実施する地域こどもの生活支援強化事業
- 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したと

きは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施するひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))並びに市町村が実施する地域こどもの生活支援強化事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和6年4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は令和6年4月末日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 12 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 受験料支援 1人当たり 53,000円</p> <p>(2) 模擬試験受験料支援 ア 大学等を受験する場合 1人当たり 8,000円 イ 中学3年生 1人当たり 6,000円</p> <p>(3) 長期休暇中の学習支援の追加開催【加算分】 ※令和5年度に平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」の事業メニューのうち「こどもの生活学習支援事業(生活指導・学習支援)」に基づき、補助を受けている実施場所で長期休暇中に追加開催する場合に限る。</p> <p>1か所当たり ア 週1日追加開催 424,000円 イ 週2日追加開催 848,000円 ウ 週3日以上追加開催 1,272,000円</p>	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
地域こどもの生活支援強化事業	地域こどもの生活支援強化事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) こどもの生活支援強化事業 ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業 1か所当たり 3,070,000円 長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円 ※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。</p> <p>イ ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)でのこどもの居場所等の立上げを支援する事業(立上げ支援) 1か所当たり 1,520,000円 ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) 1か所当たり 300,000円</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 1か所当たり 2,912,000円</p> <p>エ その他上記に類する事業</p> <p>※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。 (イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2) 要支援児童等支援強化事業【加算分】 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業 1か所当たり 2,563,000円</p> <p>※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p>	地域こどもの生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2/3

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	1実施主体当たり 30,000,000円	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/4

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業 （受験料等支援分に限る））	金	円
地域こどもの生活支援強化事業	金	円
ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	金	円

2 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）国庫補助金所要額調書（別表1）

3 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）国庫補助金所要額明細書（別表2）

4 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）内訳書（別表3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）国庫補助金所要額明細書（別表2）
- 4 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和5年度補正予算分）内訳書（別表3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
国庫補助金実績調書（別表 2）
- 3 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
内訳書（別表 3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額
を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
国庫補助金実績調書（別表 2）
- 3 令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）
内訳書（別表 3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額
を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
指定都市市長

令和 5 年度（令和 5 年度補正予算分）消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ支家第 号をもって交付決定を受けた令和 5 年度母子家庭等対策総合支援事業費（令和 5 年度補正予算分）国庫補助金交付要綱 6（4）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく確定額
又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(別表1)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額H-I
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	地域こどもの生活支援強化事業	市町村分							2/3		
		団体実施分						※1	※2		
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業								3/4		
合計											

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う「地域こどもの生活支援強化事業」(市町村の直接補助事業)及び市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)について、以下2～5に基づき記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に2/3(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 地域こどもの生活支援強化事業の団体実施分の各欄の額は、別表2の「※1～※2」の合計額を記入すること。
- 6 I欄及びJ欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(別表2)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金所要額明細書

地域こどもの生活支援強化事業

(市町村名)

団体名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	市町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、地域こどもの生活支援強化事業のうち、市町村が認めた民間団体が行う事業に対して市町村が補助する事業(間接補助事業)のみを記入し、市町村の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

6 I欄には、H欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)内訳書

(別表3-①)

(1) 地域こどもの生活支援強化事業

市町村名: _____

団体: _____

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別業に作成すること。

○事業内容

--

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
<p>(1)こどもの生活支援強化事業 ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業 1か所当たり 3,070,000円 長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円 ※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。 イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援) 1か所当たり 1,520,000円 イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) 1か所当たり 300,000円 ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 1か所当たり 2,912,000円 エ その他上記に類する事業 ※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2)要支援児童等支援強化事業【加算分】 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業 1か所当たり 2,563,000円 ※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p>	<p>(1)こどもの生活支援強化事業 ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業 1か所当たり 3,070,000円 長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円 ※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。 イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援) 1か所当たり 1,520,000円 イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) 1か所当たり 300,000円 ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 1か所当たり 2,912,000円 エ その他上記に類する事業 ※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2)要支援児童等支援強化事業【加算分】 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業 1か所当たり 2,563,000円 ※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p>
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(2) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

市町村名: _____

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表1)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額H-I
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))	都道府県指定都市中核市分								1/2		
		市町村分						※1	※2			
	地域こどもの生活支援強化事業	都道府県指定都市中核市分								2/3		
		団体実施分						※3	※4			
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業									3/4		
合計												

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)及び都道府県が認める団体が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の間接補助事業)について、以下2～6に基づき、記入すること。なお、市町村が行う「地域こどもの生活支援強化事業」(市町村の直接補助事業)、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に1/2(地域こどもの生活支援強化事業については2/3、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))の市町村分の各欄の額は、別表2の①の「※1～※2」の合計額を記入すること。
- 6 地域こどもの生活支援強化事業の団体実施分の各欄の額は、別表2の②の「※3～※4」の合計額を記入すること。
- 7 I欄及びJ欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金所要額明細書

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額(A-B) C	対象経費の支出見込額 D	算定基準による算定額 E	選 定 額 F	(F×3/4) G	都道府県補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。

6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。

7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

8 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

②地域こどもの生活支援強化事業

(都道府県・指定都市・中核市名)

団体名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選 定 額	都道府県指定都市中核市補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※3	※4

(記載上の注意)

1 本表には、地域こどもの生活支援強化事業のうち、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が認めた民間団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業(都道府県等の間接補助事業)のみを記入し、都道府県等の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

6 I欄には、H欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)内訳書

(別表3-①)

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))

都道府県・指定都市・中核市名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

○事業内容

		※該当する箇所には○を記入すること。	
こどもの生活・学習支援事業の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施あり	<input type="checkbox"/> 実施なし	
交付申請状況	<input type="checkbox"/> 交付申請済	<input type="checkbox"/> 変更交付申請予定	
こどもの学習・生活支援事業の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施あり	<input type="checkbox"/> 実施なし	

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	(1)受験料支援 1人当たり 53,000円
	(2)模擬試験受験料支援 ア 大学等を受験する場合 1人当たり 8,000円 イ 中学3年生 1人当たり 6,000円
	(3)長期休暇中の学習支援の追加開催【加算分】 ※令和5年度に平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」の事業メニューのうち「こどもの生活学習支援事業(生活指導・学習支援)」に基づき、補助を受けている実施場所で追加開催する場合に限る。 ア 週1日追加開催 1か所当たり 424,000円 イ 週2日追加開催 1か所当たり 848,000円 ウ 週3日以上追加開催 1か所当たり 1,272,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

②地域こどもの生活支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市名: _____

団体: _____

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	<p>(1)こどもの生活支援強化事業</p> <p>ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業 1か所当たり 3,070,000円</p> <p>長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円</p> <p>※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。</p> <p>イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援) 1か所当たり 1,520,000円</p> <p>イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) 1か所当たり 300,000円</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 1か所当たり 2,912,000円</p> <p>エ その他上記に類する事業 ※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2)要支援児童等支援強化事業【加算分】 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業 1か所当たり 2,563,000円</p> <p>※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p>
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

③ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

都道府県・指定都市・中核市名:

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表1)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金精算書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (J-H)	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
母子家庭等対策 総合支援事業	地域こどもの生活支援強化事業	市町村分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		団体実施分							※1	※2			
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業									3/4			
合 計													

(記載上の注意)

- 1 本表は、市町村が行う「地域こどもの生活支援強化事業」(市町村の直接補助事業)及び市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)について、以下2～5に基づき記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に2/3(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 地域こどもの生活支援強化事業の団体実施分の各欄の額は、別表2の「※1～※2」の合計額を記入すること。

(別表2)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金実績調書

地域こどもの生活支援強化事業

(市町村名)

団体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、地域こどもの生活支援強化事業のうち、市町村が認めた民間団体が行う事業に対して市町村が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、市町村の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

6 I欄には、H欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)内訳書

(別表2-①)

(1) 地域こどもの生活支援強化事業

市町村名: _____

団体: _____

(注) 本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別業に作成すること。

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	(1)こどもの生活支援強化事業 ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業 1か所当たり 3,070,000円 長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円 ※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。 イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援) 1か所当たり 1,520,000円 イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) 1か所当たり 300,000円 ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 1か所当たり 2,912,000円 エ その他上記に類する事業 ※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)
	(2)要支援児童等支援強化事業【加算分】 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業 1か所当たり 2,563,000円 ※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。
合計額	合計額

(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(2)ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

市町村名: _____

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区 分	事 業 名		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (J-H)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))	都道府県指定都市中核市分								1/2			
		市町村分						※1	※2				
	地域こどもの生活支援強化事業	都道府県指定都市中核市分								2/3			
		団体実施分						※3	※4				
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業									3/4			
合 計													

(記載上の注意)

1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)及び都道府県等が認める民間団体が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の間接補助事業)について、以下2~6に基づき、記入すること。なお、市町村が行う「地域こどもの生活支援強化事業」(市町村の直接補助事業)及び市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第4の別表1に記入すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 H欄には、G欄の額に1/2(地域こどもの生活支援強化事業については2/3、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

5 ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))の市町村分の各欄の額は、別表2の①の「※1~※2」の合計額を記入すること。

6 地域こどもの生活支援強化事業のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の②の「※3~※4」の合計額を記入すること。

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)国庫補助金実績調書

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	(F×3/4) G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

②地域こどもの生活支援強化事業

(都道府県・指定都市・中核市名)

団体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選 定 額 F	都道府県 指定都市 中核市 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※3	※4

(記載上の注意)

1 本表には、地域こどもの生活支援強化事業のうち、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が認めた民間団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業(間接補助事業)のみを記入し、都道府県等の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 H欄には、F欄とG欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

6 I欄には、H欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費(令和5年度補正予算分)内訳書

(別表3-①)

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(受験料等支援分に限る))

都道府県・指定都市・中核市名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

○事業内容

こどもの生活・学習支援事業の実施状況 子どもの学習・生活支援事業の実施状況	※該当する箇所に○を記入すること。	
	<input type="checkbox"/> 実施あり	<input type="checkbox"/> 実施なし
	<input type="checkbox"/> 実施あり	<input type="checkbox"/> 実施なし

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	(1)受験料支援 1人当たり 53,000円
	(2)模擬試験受験料支援 ア 大学等を受験する場合 1人当たり 8,000円 イ 中学3年生 1人当たり 6,000円
	(3)長期休暇中の学習支援の追加開催【加算分】 ※令和5年度に平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」の事業メニューのうち「こどもの生活学習支援事業(生活指導・学習支援)」に基づき、補助を受けている実施場所で追加開催する場合に限る。 ア 週1日追加開催 1か所当たり 424,000円 イ 週2日追加開催 1か所当たり 848,000円 ウ 週3日以上追加開催 1か所当たり 1,272,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

②地域こどもの生活支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市名:

団体:

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	<p>(1)こどもの生活支援強化事業</p> <p>ア 食事や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品の提供(文房具や生理用品等)を行う事業</p> <p>1か所当たり 3,070,000円</p> <p>長期休暇対応支援強化事業【加算分】 1,000,000円</p> <p>※加算分を含むアの1か所当たりの上限は4,070,000円とする。</p> <p>イ① 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)</p> <p>1か所当たり 1,520,000円</p> <p>イ② こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援)</p> <p>1か所当たり 300,000円</p> <p>ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業</p> <p>1か所当たり 2,912,000円</p> <p>エ その他上記に類する事業</p> <p>※ア～エを合わせた補助額の上限は8,502,000円とする。(イは①又は②いずれかのみ選択可)</p> <p>(2)要支援児童等支援強化事業【加算分】</p> <p>要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う事業</p> <p>1か所当たり 2,563,000円</p> <p>※(1)と(2)を合わせた補助額の上限は11,065,000円とする。</p>
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

③ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

都道府県・指定都市・中核市名:

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。